

# 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

横川日目デイサービス長寿園

## 1. 感染症対策に関する基本的な考え方

事業所内において感染症が発生した際には、まん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備し、平素の感染予防対策や感染症発生時に迅速で適切な対応が取れるよう指針を定め、事業所全体で取り組みを推進する。

## 2. 感染症発生及びまん延防止のための委員会

施設内の感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

### （1） 感染症対策委員会の構成

委員会のメンバーは次のとおりとする。

- ・管理者
- ・各職員（生活相談員・看護職員・介護職員等）

### （2） 感染症対策委員会の開催委員会はおおむね6か月に1回以上開催し、感染症発生時には必要に応じて随時開催する。

### （3） 感染症対策委員会の役割 委員会は次の事項を行う。

- ① 施設内の具体的な感染対策策定
- ② 施設の指針・マニュアル等作成
- ③ 職員への研修及び訓練の企画・立案
- ④ 感染症発生時の対応と、職員への指示
- ⑤ その他必要な事項

### 3. 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための各職種の役割

感染症の予防及びまん延防止のために、チームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

- ・管理者

- 感染予防及びまん延防止体制に関する総括責任

- 感染症発生時及びまん延防止の指揮、総括責任

- ・看護職員

- かかりつけ医、医療機関、保健所との連携

- 職員に対するケアの基本手順の教育と周知徹底

- 利用者の状況把握

- 衛生管理の指導、予防対策の啓発

- ・生活相談員

- 感染症予防、まん延防止対策の指導と実施

- 利用者・家族及びケアマネジャーへの対応

- 緊急時連絡体制の整備（利用者・家族・かかりつけ医・ケアマネジャー）

- ・介護職員

- 利用者の状況把握と報告

- 感染症予防、まん延防止対策の実施、記録の整備

- ・調理員

- 食事・食品衛生面の管理

### 4. 平常時の対応

#### （1）施設内の衛生管理

- ・感染症の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努める。

- ・日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に実施し、衛生管理、清潔の保持に努める。

#### （2） 感染症予防と対策

- ・職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスク等を着用する。また、血液、体液、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
- ・日常の予防策及び対処法、感染症ごとの予防と対策については、「感染症対応マニュアル」に従い対応する。

### 5. 感染症発生時の対応

#### （1） 発生状況の把握

- ・感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに管理者に報告し、講じた措置を記録する。
- ・感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握等、必要な情報収集を行う。

#### （2） 感染拡大の防止

- ・感染者が発生した時、それが疑われる状況が生じた時は、必要に応じて感染者を隔離し、感染者に直接対応する職員を限定、看護師の指示を仰ぎ施設内の消毒を行う。
- ・別に定める「介護職員のための感染対策マニュアル」及び「介護現場における感染対策の手引き」に従い、感染防止策を実施する。

#### （3） 関係機関との連携

- ・必要に応じ、医療機関への移送、かかりつけ医への連携を行い、適切な医療処置を速やかに受けられるように対応する。
- ・報告が義務付けられている感染症については、速やかに保健所へ報告し、指示を仰ぐほ

か、今後の対応について相談する。

- ・担当のケアマネジャーへ、感染者の状況及び対応内容について報告する。

#### (4) 行政への報告

- ・以下の報告基準にのっとり、迅速に市や県の介護保険担当部署に報告する。 報告が必要な場合は次のとおりとする。

- ① 同一の感染症又はそれが疑われる死亡者や重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合。
- ② 同一の感染症の患者、それが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合。
- ③ 上記以外の場合であっても、各自治体の基準により報告が必要な場合、または通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

### 6. 感染症対策マニュアル

感染症対策マニュアルは職員に周知徹底し、最新の見知に対応するように定期的に見直すものとし、必要に応じて、委員会に改定を進言する。

感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、設備・機器の消毒等感染対策に努める。

### 7. 職員研修及び訓練

#### (1) 職員研修

- ・感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。
- ・職員研修は年1回以上開催し、出席できなかつた職員には資料配布・内容の伝達等により周知を図る。また、必要に応じて随時開催する。

#### (2) 訓練

- ・実際に感染症が発生した際は迅速に行動できるよう、発生時の具体的な対応、役割分担、感染対策をしたうえでの介助方法等の確認、シミュレーションすることを目的に実施する。
- ・訓練は年1回以上、定期的に実施する。

## 8. その他

### (1) 閲覧

- ・「感染症及びまん延防止に関する指針」は、施設内に備え付け、ホームページにも掲載し、いつでも自由に閲覧できるようにする。

### (2) 見直し

- ・「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」は、感染症対策委員会において定期的に確認し、必要に応じて、改定を速やかに実施する。

## 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。